

# 静岡市景観形成助成金交付要綱(抜粋)

## (趣旨)

第1条 静岡市は、静岡市景観条例（平成20年静岡市条例第18号。以下「条例」という。）第37条の規定に基づき、重点地区景観形成協議会、景観まちづくり協議会及び美しいまち静岡を推進する市民の会（以下「協議会等」という。）並びに良好な景観の形成に寄与すると認められる活動を行う個人又は団体に対して、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）及びこの要綱の定めるところとする。

## (助成金の区分)

第3条 助成金の区分は、次に掲げるところによる。

- (1) 協議会等活動助成金
- (2) 重点地区内景観形成行為助成金

## (助成対象者)

第4条 協議会等活動助成金の交付の対象となる者は、協議会等とする。

## (助成事業)

第5条 協議会等活動助成金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかの要件に該当するもので、市長があると認めるものとする。

- (1) 良好な景観の形成に関する学習会、プラン

の作成その他の調査研究活動であること。

- (2) 良好な景観の形成に関する研修会、講演会等の開催及び広報紙、パンフレット等の作成その他の啓発活動であること。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に寄与する活動であること。

3 重点地区内景観形成行為助成金の交付の対象となる事業は、条例第11条第1項の規定により定められた景観計画重点地区内において行われる建築物、外構、建築設備その他工作物等の修景であって、次に掲げる要件のすべてに該当するもののうち、市長が必要があると認めるものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に適合していること。
- (2) 当該重点地区に係る景観計画に適合していること。
- (3) 道路その他の公共施設から望見できる部位に施す行為であること。

## (助成対象経費及び助成金の額)

第6条 協議会等活動助成金の額は、前条第1項に規定する事業に要する経費の2分の1以内の額とし、30万円を限度とする。

- 2 重点地区内景観形成行為助成金の交付の対象となる経費及び助成金の額は、別表に定めるところによる。

別表（第6条関係）宇津ノ谷地区

行為の種別	部位	交付の対象となる経費	助成金の額
建築物修景	屋根	切妻、寄棟又は入母屋形状の屋根の日本瓦葺きに要する費用（日本瓦（平、役物）、同葺き手間、野地板、瓦棧、広小舞、破風板等、同大工手間等）。ただし、瓦の色はいぶし、黒色又は灰色に限る。	交付の対象となる経費の2分の1以内の額とし、300万円を限度とする。
	庇、小屋根等	庇、小屋根又は附属屋等の屋根の金属板葺きに要する費用（野地板、同大工手間、金属板葺き（平、役物）同葺き手間）。ただし、金属板の色はいぶし、黒色、灰色又は茶色に限る。	
	外壁	下見板張りに要する費用（羽目板、押へ縁、同大工手間、塗装費、窓周り等役物）。	
		漆喰壁、リシン壁（土塗壁風）塗りに要する費用（塗り下地、左官材料、同左官手間、水切り等役物）。	
	木製建具	板戸又は格子戸の設置に要する費用（木製建具又は格子戸、同取付け費）。	
木製格子	木製格子の設置に要する費用（木製格子、同取付け費、同塗装費）。		
外構修景	石垣等	野面石積みの設置又は補修に要する費用（野面石積み、同施工費）。	交付の対象となる経費の2分の1以内の額とし、200万円を限度とする。
	門、塀等	土塀の設置又は補修に要する費用（土塀設置費）。	
		板塀の設置又は補修に要する費用（板塀材料費、加工費、施工費）。	
建築設備修景	露出設備覆い	空調屋外機、電気・ガスメーター等の設備に設ける覆いの設置に要する費用。	交付の対象となる経費の2分の1以内の額とし、100万円を限度とする。
	自動販売機覆い	自動販売機等に設ける覆いの設置に要する費用。	
その他の修景	案内板等	公共的目的を有する案内板その他工作物の製作、設置又は補修に要する費用。	

- 1 同一敷地内の助成金の額は、合計で500万円を限度とする。
- 2 「静岡県積算業務取扱要領（建築編）」により助成額を積算する。
- 3 諸経費率については、見積書における諸経費率と、「静岡県積算業務取扱要領（建築編）」により算出した諸経費率と比較していずれか低い率を採用する。